二　特定ＤＮＡ型　ＭＣＴ一一八、アメロゲニン及びＹｉｎｄｅｌ並びに次に掲げる座位に係るＤＮＡ型をいう。 ［イ～チ　略］ リ　ＳＥ三三 ヌ～ウ　［略］ ［三～十　略］	二　特定ＤＮＡ型　ＭＣＴ一一八及びアメロゲニン並びに次に掲げる座位に係るＤＮＡ型をいう。 ［イ～チ　同上］ ［号の細分を加える。］ リ～ム　［同上］ ［号の細分を一つずつ繰り下げる。］ ［三～十　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。